



615

沖 捜 一 第 1 0 6 2 号
平 成 2 5 年 5 月 2 3 日

社団法人 沖縄県医師会会長 殿

沖 縄 県 警 察 本
刑 事 部



警察等が取り扱う死体の死因及び身元調査等への協力依頼について

平素より警察活動に各別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、全国において死体取扱総数が年々増加している中、自殺を偽装した殺人等事件性の判断が困難な事件が相次いで発生するなど、検視業務を取巻く環境は厳しさを増しており、死因究明及び身元確認に対する社会的な関心が高まりを見せています。

このような中、警察等が取り扱う死体についての調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置を定めた「警察が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（平成24年法律第34号。以下「法」という。）が、本年4月1日から施行されました。

本法においては、「警察が死体の死因又は身元を明らかにするための調査、検査及び解剖等の各種措置を実施する際には、医師に対し必要な協力を求めることができる」旨規定されております。

つきましては、何卒、本法の趣旨を御理解賜り、警察と医師の連携・協力による死因又は身元の調査が円滑に行われますようお願い申し上げます。特に、死者の診療情報（病歴、死亡時画像診断映像、歯牙所見等）の提供につきましては、死因又は身元確認上、極めて重要であることから、警察から医療機関に対する死者の病歴等の情報提供の依頼に際しましては、可能な限り迅速な回答を頂きますようお願い申し上げます。

【警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律・抜粋】

(死体発見時の調査等)

- 第4条 警察官は、その職務に関して、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告しなければならない。
- 2 警察署長は、前項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次項第3項において同じ）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。
- 3 警察署長は、前項の規定による調査を実施するに当たっては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができる。

(検査)

- 第5条 警察署長は、前条第1項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪捜査の手續きが行われる死体を除く。以下「取扱死体」という。）について、その死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、体内から体液を採取して行う出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。第13条において同じ。）その他政令で定める検査を実施することができる。

（参考 その他政令で定める検査とは、後頭窩穿刺、胸水、腹水穿刺による貯留量の確認、穿刺した血液によるトロポニン検査など各種検査、CT、内視鏡による異状の確認などです。）

- 2 前項による検査は、医師に行わせるものとする。ただし、専門的知識及び技能を要しない検査であつて政令で定めるものについては、警察官に行わせることができる。

（参考 警察官は、カテーテルにより死者の尿を採取し検査することができますが、穿刺により尿を採取できません。）

- 3 第1項の場合において、取扱死体の変死体であるときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条の規定による検視があつた後でなければ、同項の規定による検査を実施することができない。

(身元を明らかにするための措置)

- 第8条 警察署長は、取扱死体について、その身元を明らかにするため必要があると認めるときは、その必要な限度において、血液、歯牙、骨等の当該取扱死体の組織の一部を採取し、又は、当該取扱の死体から人の体内に植え込む方法で用いられる医療機関を摘出するために当該取扱死体を切開することができる。

- 2 前項の規定による身元を明らかにするための措置は、医師又は歯科医師に行わせるものとする。ただし、血液の採取、爪の切除その他組織の採取の程度が軽微な措置であつて政令で定めるものについては、警察官に行わせることができる。

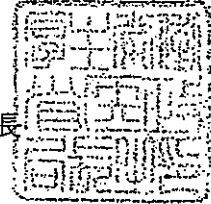
- 3 第5条3項の規定は、第1項の規定による身元を明らかにするための措置について準用する。



医政発0328第5号
平成25年3月28日

社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の
円滑な施行のための医師又は歯科医師の協力について（通知）

標記の件について、別紙のとおり、警察庁刑事局長より協力依頼があったので通知いたします。貴職におかれても御了知いただくとともに、会員各位等への周知に配慮していただくようお願い申し上げます。

なお、死者に関する情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する「個人情報」には該当しないものの、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日付け医政発1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長連名通知別添）においては、「患者・利用者が死亡した後においても、医療・介護関係事業者が当該患者・利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする」と規定しております。しかし、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第3項の規定に基づく警察署長からの死者の診療情報等に関する情報提供の依頼は、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するため、遺族の同意がなくとも、その情報を提供することができることとなりますので、念のため申し添えます。

また、都道府県や関係団体にも同様に通知している旨、併せてお伝えいたします。

別紙省略

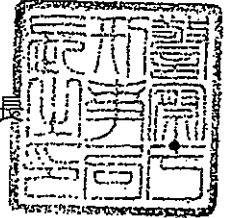


警察庁丙捜一発第 8 号

平成 25 年 3 月 28 日

社団法人 日本医師会長 殿

警察庁刑事局長



警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の円滑な
施行のための医師の御協力について

平素より警察活動に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 4 月 1 日には、警察が取り扱う死体についての調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置を定めた「警察が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」(平成 24 年法律第 34 号。別添参照。)が施行されます。

つきましては、本法に規定された死因又は身元を明らかにするための調査、検査及び解剖等の各種措置を実施するためには、医師の御理解と御協力が必要となりますことから、貴会の皆様には、何卒本法の趣旨を御理解賜り、警察と医師の連携・協力による死因又は身元の調査が円滑に行われますようお願い申し上げます。

特に、死者の診療情報の提供につきましては、死因又は身元を明らかにするために、警察の調査又は医師の検案に必要となりますことから、迅速に行われるよう特段の配慮をお願い申し上げます。

別添省略



警察庁丙捜一発第 6 号
平成 25 年 3 月 21 日

厚生労働省医政局長 殿

警察庁刑事局長



警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の円滑な
施行のための医師又は歯科医師の協力について（依頼）

平成24年6月、警察等が取り扱う死体についての調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置を定めた「警察が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（平成24年法律第34号。以下「法」という。）が成立し、本年4月1日に施行される。

法第4条第2項においては、警察が死体の死因又は身元（以下「死因等」という。）を明らかにするための行政調査として必要な調査をしなければならない旨、同条第3項においては、必要な調査を実施するに当たっては、医師又は歯科医師に対し、必要な協力を求めることができる旨が明記されている。また、法第5条第2項においては、検査は原則として医師に行わせるものとする旨、法第8条第2項においては、身元を明らかにするための措置は原則として医師又は歯科医師に行わせるものとする旨が明記されている。

法施行後、警察は、医師又は歯科医師に対し、法第4条第3項の規定に基づく立会い、死体の歯牙の調査、死者の診療情報の提供等、法第5条第2項の規定に基づく検査及び法第8条第2項の規定に基づく身元確認のための措置への協力を求めることとなる。貴職には、警察、医師及び歯科医師の連携・協力が円滑になされるよう都道府県及び関係団体に法の趣旨を周知願いたい。

特に、法第4条第3項の規定に基づく死者の診療情報の提供は、警察、医師及び歯科医師が連携・協力して行う調査、検案及び歯牙鑑定に必要であることから、迅速に行われるよう特段の配慮を願いたい。